# 湖西市農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する要綱

（趣 旨）

第１条　この要綱は、湖西市農業委員会の農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の選任の手続き等について法令に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（推薦及び募集）

第２条　推進委員を選任する方法は、次のとおりとする。

(1)　市内の地区からの推薦（以下「一般推薦」という。）

(2)　農業者が組織する団体等からの推薦

(3)　一般募集

（担当地区および募集人数）

第３条　推進委員が担当する地区、各地区における推薦及び募集人数は、次のとおりとする。ただし、募集人数にかかわりなく応募状況により、担当地区の調整ができるものとする。

| 地区 | 募集人数 |
|---|---|
| 鷲津・古見・山口 | １人 |
| 川尻・市場・坊瀬 | １人 |
| 白須賀１区・２区・３区 | １人 |
| 白須賀４区・６区 | １人 |
| 白須賀５区 | １人 |
| 新所・大森 | １人 |
| 岡崎・上の原・梅田・新所原・南上の原 | １人 |
| 入出 | １人 |
| 神座・太田 | １人 |
| 大知波 | １人 |
| 利木・横山 | １人 |
| 新居・中之郷 | １人 |
| 浜名・内山 | １人 |

（推薦及び応募の資格）

第４条　推進委員として推薦を受ける者（以下「被推薦者」という。）及び募集に応募する者（以下「応募者」という。）は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者で推進委員委嘱予定日において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1)　湖西市に住所を有する者。ただし、市外に住所を有する者も妨げない。

(2)　湖西市が設置する他の附属機関等の委員でない者

(3)　湖西市の職員でない者

（推薦手続き等）

第5条　推進委員の推薦の手続きは以下のとおりとする。

(1)　一般推薦は、農業者等が湖西市農地利用最適化推進委員候補者推薦書（様式1）により推薦するものとする。

(2)　農業者が組織する団体等からの推薦は、当該団体等の代表者が湖西市農地利用最適化推進委員候補者推薦書（様式1）により推薦するものとする。

(3)　推薦の期間は、概ね1か月とする。

（募集手続き等）

第6条　推進委員の一般募集の手続きは以下のとおりとする。

(1)　一般募集に応募する者は、本人自らが湖西市農地利用最適化推進委員候補者応募申込書（様式2）により行うものとする

(2)　募集の期間は、概ね1か月とする。

（候補者の評価）

第7条　農業委員会は、第5条及び第6条の規定に基づき推薦を受けた者及び募集に応募した者から推進委員の候補者を評価するに当たっては、関係者からの意見聴取その他必要な措置を講ずるものとする。

（推進委員の選任）

第8条　農業委員会は、農業委員会総会における合議によって推進委員を選任し、推進委員の候補者に連絡するとともに委嘱状を交付するものとする。

（推進委員の補充）

第9条　推進委員について、罷免、失職及び辞任により欠員が生じた場合は、この規則に定める手続きに基づき、速やかに推進委員の補充に努めなければならない。

（その他）

第10条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は農業委員会が別に定める。

附　則

1　この要綱は、平成29年10月24日より施行する。